



2019年2月20日

各 位

会 社 名 FCM株式会社
代表者名 代表取締役社長 川森 晋治
(コード番号 5758)
問合せ先責任者 取締役管理部長 丸山 仁
(TEL 06-6975-1324)

定款一部変更及び資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2019年2月20日開催の取締役会において、以下のとおり、2019年3月12日に予定している当社臨時株主総会に、定款一部変更及び資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社が2019年2月7日に公表した「株式会社アスパラントグループ SPC 5号による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、2019年2月7日開催の取締役会において、株式会社アスパラントグループ SPC 5号（以下「アスパラントグループ SPC 5号」といいます。）による当社株式に係る株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を承認する旨の決議をしたことにより、当社株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て2019年3月7日をもって上場廃止となる予定です。

今回の定款変更は、上場廃止に伴い行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。なお、2019年3月12日に予定している当社臨時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

(3) 日程

定款変更のための株主総会の開催日 2019年3月12日（予定）

定款変更の効力発生日 2019年3月12日（予定）

2. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

上記「1. 定款一部変更について」の「(1) 定款変更の目的」に記載のとおり、当社株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て2019年3月7日をもって上場廃止となる予定です。

今回の資本金の額の減少は、上場廃止に伴い、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的とするものです。

(2) 減資の要領

①減少すべき資本金の額

2018年12月31日現在の資本金の額 687,749,350 円のうち、587,749,350 円を減少させ、100,000,000 円といたします。

②減資の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 587,749,350 円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 減資の日程 (予定)

(1) 取締役会決議日	2019年2月20日
(2) 債権者異議申述公告日	2019年2月22日 (予定)
(3) 臨時株主総会決議日	2019年3月12日 (予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2019年3月22日 (予定)
(5) 減資の効力発生日	2019年3月27日 (予定)

なお、アスパラントグループ SPC 5号は、本株式売渡請求に係る当社株式を2019年3月12日に取得することを予定しております。

(4) 今後の見通し

本件は、貸借対照表「純資産の部」における勘定科目内の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、本件が業績に与える影響はございません。

また、上記の内容につきましては、2019年3月12日に予定している当社臨時株主総会において、「資本金の額の減少の件」が承認可決されることを条件としております。

以上

定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(各1号繰り上げて条文の内容は現行)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議を持って、自己株式を取得することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株式の譲渡制限)</p> <p><u>第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて、株主または株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株式につき設定された担保権の実行(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。)に伴う、担保権者もしくはその子会社・関連会社または担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、株主総会の承認があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各1条繰上)</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各1条繰上)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各1条繰上)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは法令または本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各1条繰上)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集の時期および場所)</p> <p>第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか京都市および富山市のいずれかにおいて招集する。</p> <p>3 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。</p>	<p>(招集の時期および場所)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(以下各 1 項繰上)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各 1 条繰上)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 <u>株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 <u>監査役</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各 1 条繰上)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各 1 条繰上)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(以下各 1 条繰上)</p>

以上